

○消防用設備等点検済表示制度について

〔平成12年11月9日 事務連絡
各都道府県消防主管部長あて 消防庁予防課長〕

日頃より、予防行政について御尽力、御協力をいただきありがとうございます。

さて、消防用設備等点検済表示制度については、「消防用設備等点検済表示制度について」（平成12年9月29日付け消防予第225号。以下「225号通知」という。）において、自主的制度であることを改めて通知したところです。これは、同制度が消防法令に基づく義務的な制度であると一部において誤解されている場合があるとの指摘を受け、通知したものです。

一方、当該制度が点検実施者の責任の明確化、点検の確実な履行等を促進するために有効なものであるという消防庁における認識は、225号通知に記しているとおりであり、これまでと何ら変わるものではありません。

これを踏まえ、今後も、当該制度が有効に活用され、消防用設備等の確実な点検が図られるよう期待するものです。

貴職におかれましては、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨の周知を図られるようお願いいたします。